

#### ⑤看取り介護に係わる費用について

看取り介護実施にあたり通常の利用料金に加え、下記に示す介護加算の費用を請求させていただきます。但し、加算単位は現在の介護保険報酬額によるものであり、法の改定によって変更があった場合はその時点での費用請求となります。

死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1 日につき 144 単位
死亡日の前日及び前々日	1 日につき 680 単位
死亡日	1 日につき 1,280 単位
1 割負担の場合：最大で 6,705 円	2 割負担の場合：最大で 13,409 円

加算単位は地域によって異なり、1 単位は 10.27 円となります。(仙台市：6 級地)

#### 【看取り介護加算算定についての補足事項】

- ※ 看取り介護を受けた入居者がお亡くなりになった場合に、看取り介護についての同意を得た日からお亡くなりになった日を含めて 30 日を上限として算定いたします。
  
- ※ お亡くなりになる前に在宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、在宅や入院先でお亡くなりになった場合は、施設において看取り介護を直接行っていない日からお亡くなりになるまでの間は算定いたしません。したがって、看取り介護を直接行っていない日からお亡くなりになるまでの期間が 30 日以上ある場合には、算定いたしません。また、外泊した場合についても同様の取り扱いとします。
  
- ※ 施設を退去等した月とお亡くなりになった月が異なる場合でも、お亡くなりになった月にまとめて算定となります。そのため、退去後に施設に入居していない月についても前月分の看取り介護加算分としてご請求をさせていただきます。
  
- ※ 施設を退去等した後においても、継続して入居者のご家族や入院先の医療機関等と関わり、必要な情報提供等をすると共に入居者の状態について確認し、入院先の医療機関等からも情報提供をいただきます。